

自治基本条例 すいしんにゅ〜す

自治基本条例推進委員会から建議！



平成26年(2014年)7月25日(金)、第3期自治基本条例推進委員会で2年間にわたり、岸和田市自治基本条例及び同条例に基づく制度等の検証及び見直し等について調査審議を重ねた結果を取りまとめた建議書が、市長に提出されました。



主な建議内容について

今回の建議では、自治基本条例の各条項は本市にふさわしく社会情勢に適合しており、現時点で条項を追加規定する必要はないとされましたが、自治基本条例の各条項に基づく施策や制度等については、以下のとおり様々な分野に関して建議がありました。



協働イメージキャラクター
きっしー

前文 危機管理分野

危機管理については、常日頃より市民レベルでの備えをしておくことが大切であるが、市はそれらの取組の必要性につき一層の周知広報を行い、また十分な後方支援を行われたい。また、引き続き組織体制の充実を図られたい。更に、有事には、情報の共有、国や府との連携・協力を努められたい。

第13条 公益通報者保護等

- 行政内部の公益通報者を保護する仕組みの整備とともに、内部法令違反行為の有無等を判断する外部機関の設置について推進されたい。
- 処分基準や審査基準を定める際の意見公募手続きについて、行政手続条例に規定することを検討されたい。

第14 15 16 条 協働

- ▶ 市民活動の情報拠点となる市民活動サポートセンターを設置すること等を引き続き検討されたい。
- ▶ 地区市民協議会等において指摘された地区課題を市の施策と結びつけられるように、協議会等との密接な連携を図られたい。

第19 条 審議会等の運営

- ▶ 審議会に若い世代が参画しやすいよう、開催時間を工夫されたい。
- ▶ 審議会開催後、会議録だけではなく配布資料についても、ホームページ等で速やかに公開されたい。

**第26 条 法務**

職員の自主的な法令解釈の定着及び地域ニーズを踏まえた条例制定のため、法務体制を強化されたい。例えば、法務担当部局の複数設置や、法曹有資格者の職員採用等により、庁内における横断的な法務体制・組織づくりに努められたい。

条例の認知度について

市民、特に若年層の自治基本条例の認知度を高めるための取組を強化されたい。



第3期自治基本条例推進委員会委員の皆さん
(建議時に市長と)

**岸和田市企画調整部政策企画課
自治基本条例担当**

住所 岸和田市岸城町7-1

電話 072-423-9493

FAX 072-423-6749

Email: kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

ホームページも見てね☆
「岸和田市自治基本条例」で検索!

